

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成28年8月17日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者	市川太志	（千葉地方裁判所刑事第5部判事）
裁判官	本間明日香	（千葉地方裁判所刑事第5部判事）
裁判官	米満祥人	（千葉地方裁判所刑事第5部判事補）
検察官	和田文彦	（千葉地方検察庁検事）
弁護士	丸山哲	（千葉県弁護士会所属）
弁護士	瀬田和俊	（千葉県弁護士会所属）
補充裁判員経験者	1番	男
補充裁判員経験者	2番	男
裁判員経験者	3番	男
裁判員経験者	4番	女
裁判員経験者	5番	男
裁判員経験者	6番	男
裁判員経験者	7番	女

議事要旨

別紙第1のとおり

(別紙第1)

【司会者】

本日はお暑いところをお越しいただきまして、どうもありがとうございます。

本日は裁判員、補充裁判員を経験された皆様にお集まりいただき、今後のよりよい裁判員裁判を進めるに当たって、貴重な御意見をいただきたいというような趣旨で開催させていただきました。

既に裁判員や補充裁判員として事件を担当された方々に加えて、裁判所からは裁判官3名、検察庁からは検察官1名、弁護士会から弁護士2名の列席もいただいております。

これから別紙第2記載の話題事項を中心にお話をお聞かせいただければと思います。

では、早速ですが、まずこの話題事項で言うところでは1番ですね。皆様方がどのような事件を担当されたかというような点にも触れながら、簡単に経験された全体的な感想をお聞かせいただきたいと思います。

最初に、今回、司会を務めさせていただく私、市川太志と申します。若干自己紹介をさせていただきます。

私は千葉地方裁判所の刑事5部というところに所属しております。

裁判員制度が始まって、少し年数がたって落ち着いてきつつあるけれども、まだまだどういうふうにやっていっていいか、決まった形はないというような状況でございます。裁判所も検察官も弁護人もよりよい裁判員裁判、分かりやすい審理、分かりやすい評議をするにはどうしたらいいのかというのを手探り状態で探っている状況でございます。

そして、今後の裁判員裁判をよりよくするために一番必要な情報は何かというと、やはり経験した裁判員裁判を振り返ってみて、ここはもう少しこうしたらよかったですのではないかと反省して、それを今後役に立てるのが一番勉強になるのです。

評議の内容は秘密ですので、明らかにできませんし、まして評議も傍聴できない

ということになると、やはり経験をした方に実際に語っていただいて、もう少しここをこうしたらよかったのではないかというような御意見をいただくことが、検察官、弁護士、裁判官にとっても非常に有益な情報ということになります。

したがって、今日は皆様方に忌憚のない御意見、むしろお叱りをいただくぐらいのほうがありがたいわけなのですけれども、そういうことでよろしく願いたいします。

それでは、順番に御自身が担当された事件を踏まえて、裁判員、補充裁判員をやっていたいただいた全体的な感想をお聞かせいただければと思います。

【1番】

私は補充裁判員で参加させていただきました。海外の方が被告人の覚せい剤密輸事件でしたので、非常に緊張もしつつ、内容も分かりにくいというものでした。あと、全く言葉が分からなくて、通訳の方の言葉をそのままのみにするしかないですから、もしかしたら微妙なニュアンスがちゃんと伝わったのかどうかというところは若干あるかもしれないですね。

【司会者】

争点としては、事実の争いとかはなく、量刑を、どういう刑にしたらいいかという点が一番争われたということですかね。

それでは、2番の方、お願いします。

【2番】

1番の方と全く私も同じで、覚せい剤の事件を担当しました。

私が担当した事件は、被告人がもう全て認めてしまっていますから、そういう意味では争うとか、そういったことはないのです、決して難しいものではなかったです。

感想としては、日本のワイドショーなどを見ていると、覚せい剤を使った人が捕まっても、初犯だから執行猶予が付くよということを平気でコメンテーターが言っているのですね。

ただ、私が担当した事件の被告人は本当に初犯で何もしないで運んできて捕まっ

て、それで懲役刑の判決が出て執行猶予が付かないのに、何年も何年も覚せい剤を使っていてそれで初犯だから、執行猶予を付ける事件と比べると、それはちょっと何かおかしいかと、それはすごく感じましたね。

【3番】

私が担当した事件は大麻の密輸事件でした。

この裁判は、実は最初は裁判員裁判ではなく始まったのを途中から裁判員裁判に切り替えたというような裁判でした。

そういう前提状況というのはあえて裁判員には説明しないで始めるという方針だったので、裁判員をやったものは、最初はそのようなことが分かりませんでした。ちょっと戸惑いましたけれども、しばらくするとだんだん状況が分かってきました。

裁判の争点は幫助なのか共同正犯なのかという、どちらかというとかなり絞り込まれたところの判断をしなければいけないというもので、ちょっと難しい点はありましたけれども、裁判官3人の方にちゃんと教えてもらいながら、最終的には全員が理解した上で評議が進むという形になりました。そういう意味では、非常にまとまりよくできたと思っております。

【司会者】

共同正犯なのか幫助なのかというのは、法律的にも結構難しい概念で、実際の事件ではなかなか区別が難しいわけですがけれども、最終的には皆様理解して判断できたというのは、なかなかすばらしい評議がなされたのではないかと思います。

【3番】

正直言って裁判員は、最初のうちは裁判員制度というのはよく分からないし、縁がないとっていて、何で当たったのだらうと思いましたがけれども、終わったときには責任を果たせたな、とにかくちゃんとやることはやったなという達成感がありました。そういう意味では、やってよかったというふうに思っております。

【司会者】

先ほど言われた、途中から裁判員の事件に変わったけれども、そのことを意図的

というか知らされなかったけれども、だんだんと気付いたということなのですが、今から振り返ってみて、むしろ最初にそういう説明があったほうがすんなりと分かりやすかったのか、それとも結果的に見て、途中からこうやってだんだんと分かるような、むしろ最初に言わないという方針のほうがよかったのか、そのあたりはどうですか。

【3番】

正直言って、どちらがよかったかというのはなかなか一概に言い切れません。

最初、戸惑ったというのは、いきなり訴因変更がどうのこうのというような話が出てくるのですね。だけれども、やっているうちに、最初は別のスタイルで始まったのが裁判員裁判に変わったのだなというのがだんだん分かってきて、納得はしました。

最初から分かっていたほうがよかったかどうかは、必ずしも分かっていたほうがよかったとはなかなか言い切れません、終わったときには思いましたね。

日程が比較的ゆったりしていたので、その中でだんだん全体が分かってきたというのがありますので、それはそれでよかったかなと思います。

【4番】

私も外国人の覚せい剤の事件の裁判員を経験しましたが、被告人が何を言っているか分からなくて、通訳さんとのやりとりもあまりうまくできていない感じでしたが、検察官や弁護人が違法薬物の認識についてうまく立証していたので、審理は分かりやすかったです。楽しくできました。

【5番】

私も同じように、違法薬物の認識の有無が争点の覚せい剤取締法違反の事件を担当しましたが、冒頭陳述のときに、通訳人が流暢に分かりやすく通訳してくれたので、検察官の主張も、弁護人の主張も非常によく飲み込めました。

量刑の懲役何年にするかというときには、我々一般の人には量刑を決めるというはかりがないのですが、私と一緒に裁判に出てくれたそのときの裁判長は、今までのケースでいくと、こういうような量刑の例がありますよというようなことを教え

てくれました。我々が肌で感じた量刑なども議論しながら納得できる判決を出せましたので、本当に達成感というのもありますし、裁判というものに身近さを感じるようになったので、この制度は非常に有意義だと思いました。

【6番】

私も外国人の覚せい剤取締法違反と関税法違反の量刑が争点となる事件を担当しました。

最初に、裁判員裁判について初めての経験で、非常に不安を感じていたのですけれども、「裁判員制度ナビゲーション」という事前に送っていただいた案内書とかで、事前に勉強というか調べることができましたし、実際に始まってからは、裁判官の方が非常に分かりやすい言葉で説明してくれましたし、裁判員の人たちと食事とともにしたり、合間にちょっと冗談もおっしゃってくれたり、そういうコミュニケーションをとりながら雰囲気づくりをしてくれたりと、非常に気を遣っていただきました。

量刑を決めるだけですし、覚せい剤取締法違反は日本の法律では死刑とかもありませんので、ある意味、自分では軽い気持ちでいました。最近インターネットとかで、過去の判例とか事例を見ると、押収量とか、主犯か、ただ単なる運び屋かということによっても異なるというのが分かって、自分なりの、大体このくらいかなという目安を事前につけていました。

当然、評議している間に裁判官とのお話の中で、他の裁判員の方からも、相場というのが分からないのでということで、ちゃんと示してくれたのですけれども、自分は押収量等から大体これくらいかなというめどをつけて、評議に参加しました。

私が単純に思ったのは、たまたまなのですけれども、過去の判例とかを見て、全くの素人でも大体この程度かというのが判断できたので、ある面、裁判員裁判をやる必要がないのではないかと。そもそも裁判員裁判はそういうためではないのですけれども、被告人も罪を認めていましたので、あとは量刑を出すために押収量とかで機械的にやってもいいのではないかなと思ったのです。

過去の判例に基づいていくのであれば大体ある程度のマニュアル化できるのではないかという気もちょっとしたのです。

ただ、さすがに最終日、判決を言い渡すくらいになったら、その人の人生というか、被告人の人生がかかっているのです、ちょっとそういう点で、これが死刑判決とかとは違うのですけれども、やはり自分の中では重いものを、軽い気持ちでやっただめだということを痛切に感じましたね。

非常に良い経験をさせていただいたので、私の職場とか知人でも結構裁判員裁判については非常に不安視をしている人が多いのですけれども、そんなに難しく考えることはないよということで話をしたいと思います。

【7番】

私も裁判員として外国人の覚せい剤の事件を担当しました。

私が担当した通訳の方が、あまり日本語が上手でないというか、早口で聞きづらな感じで、淡々と通訳なさるので感情などは入らないので、その辺がちょっと残念かなと思いました。

量刑とかというのは、全然分からなかったのですけれども、裁判官の方にやはりこういう違反をした方はこのぐらいの量刑とこんな罰金の例がありますよみたいな感じで説明していただいたので、分かりやすかったです。

【司会者】

どうもありがとうございました。

今回は皆様方、全員が覚せい剤とか大麻とか、そういう薬物関係の事件で、しかも密輸関係の方が大半を占めておられるということと、外国人の事件を担当されたという方がほとんどでした。先ほど、通訳のお話も出てきましたので、また通訳については後ほどお話をお伺いさせていただくということにいたします。

それでは、自己紹介も兼ねて検察官、弁護士、裁判官の順番で、また御経験等、あるいは今日の意見交換会で期待することなども述べていただければと思います。

では、まず検察官からお願いします。

【和田検察官】

検察官の和田といいます。私は4月からこちらに参りましたが、裁判員裁判の担当は何件か経験はしております。

もともと私が検事になった頃は裁判員裁判もない時代でしたが、ちょうど10年ぐらい前の和歌山地検にいた頃に、裁判員を積極的に広報して皆さんに伝えていかなければいけないという時期だったものですから、結構公民館とかそういうところにお邪魔していろいろ広報したことを思い出します。

先ほど市川裁判長がおっしゃったとおり、まだまだいろいろ手探りの状態もあって、検察庁も、まだまだいろいろこの点を改善しなければいけないというようなところはあるというふうに考えていまして、そういうときのためにこういった意見交換会、経験された方の意見を生かしていくというのは大事だと思っているので、ざっくばらんにお話しただけであればいいのですけれども、そういったものを踏まえてまた検察庁の公判の活動も考えていきたいと思っています。

今、一連のお話をお聞きして一番感じたのは、もともと裁判員制度は、いわゆる皆さんにもっと裁判のことを知っていただき、社会のことを身近なものとして感じていただきたいという部分もあったと思うのですけれども、結構皆さん事件のことをかなり覚えていて、今でもそれが自分の生活に残っているというか、頭に残っていて、家族に話したりとか、職場の方に話したりということがあるようなので、裁判員制度の目的の一つがまさに実現しているのかなというふうには感じました。

今後、また冒頭陳述とか論告とか、検察官の活動についても御意見を伺うと思いますけれども、そのときには、いいところもあればもちろんですが、ぜひ耳の痛いところとか、この点はもう少しこうしてほしかったなというところも遠慮なくお聴きしたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

【司会者】

それでは、今度は千葉県弁護士会からお越しいただきました丸山弁護士からお願いいたします。

【丸山弁護士】

弁護士の丸山と申します。自己紹介がてら簡単にお話しします。

私は今年度、千葉県弁護士会の刑事担当の副会長という立場におります。当然、裁判員裁判も経験したことはあるのですが、実は裁判員裁判を最後に経験してから2年ぐらいやっておりません。

ただ、平成21年に裁判員制度が施行されて以後、千葉県は成田空港がある関係で、今回の事例と同じように密輸案件が非常に多くて、当初はかなりの件数を担当いたしました。そんな中で当然、外国人と接する機会、接見といって警察署や拘置所で会う機会や、あるいは公判で会う機会、そこで話す機会というのも多いのですが、そういったところで通訳事案の悩ましさというのは弁護士なりに感じていたところではあります。

それが今日、皆さんからお話を伺って、同じようにやはり感じておられるのだなと思うと、語弊があるかもしれないのですが、若干うれしくもありました。

このあたりの悩ましさというのは、これからも継続的に生じていくのかなとも思いますし、やはり言語が英語とか我々にとって親しみのある言語であればいいのですけれども、そうでない言語の場合には特に通訳人の数が足りないという問題もございまして、非常にこのあたり悩ましさが今もってあるとは思っています。

そういった点を含め、また弁護人の冒頭陳述、あるいは弁論、そういったことに関しての感想を弁護士会に持ち帰って、今後の裁判員裁判に生かしていきたいと思っております。今日はよろしくお願ひします。

【瀬田弁護士】

千葉県弁護士会所属の瀬田と申します。弁護士になって6年目でして、裁判員裁判はこれまで弁護人としては5件担当しております。そのうち、放火が2件、強盗致傷というのが2件で、実は覚せい剤の密輸というのは1件しか担当しておりません。

6年目というのは、私が司法試験に合格した年がちょうど裁判員裁判が施行され

た年です。司法試験合格後に司法修習というものがあるのですが、私は千葉地裁の刑事3部と1部のほうで修習しまして、裁判員の評議も2件傍聴させていただきました。

ただ、それもいずれも密輸事件ではありませんでしたので、薬物事件に裁判員でかかわった経験というのは実は1件しかないというのが実情でございます。

今日は貴重なお話を伺いまして今後の参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【司会者】

では、今度は裁判所の方、私は先ほどさせていただきましたので、省略させていただきます。

【本間裁判官】

千葉地方裁判所刑事5部に所属しております裁判官の本間明日香と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

私は裁判官になって13年目になります。千葉には今年の4月に着任いたしましたので、以前は高松で刑事裁判ではなくて民事裁判を担当しておりましたので、裁判員裁判の経験も非常に乏しくて、今日は実際に裁判員として裁判に参加された皆様から御意見を伺えるということで、楽しみにしてやってまいりました。

良いお話はもちろんなのですが、悪いお話も、忌憚のないところ、率直なところをぜひお聞かせいただけるとありがたいと思っています。

やはり通訳の問題が、先ほど皆さんのお話の中でたくさん出てきたのですが、問題がある、ここはいまいちだなというところを聞かせていただくのが一番今後役に立つように思っておりますので、遠慮なくおっしゃっていただけるとありがたいなと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

【米裁判官】

千葉地方裁判所裁判官の米満祥人と申します。私は裁判官になって2年目で、実際に裁判官として仕事をしたのは1年半ぐらいになります。

千葉で初めて裁判官として仕事をする事になりました、今回参加者の方が担当した事件の一覧を見ると、非常に千葉らしいなという形で、覚せい剤の密輸の事案が並んでいるのですけれども、私はその1年半ぐらいの間に、裁判員裁判を15件ぐらい担当しております、そのうちの3分の1がやはり密輸事件ということなので、やはり千葉ではこの密輸事件というのをいかにやるかというのは、刑事裁判の中では一つ課題になるところかなというように考えております。

先ほど皆様方からもお話がありましたけれども、密輸事件の場合には、多くの場合には被告人が外国人の方であることが多いですので、通訳の問題もありますし、あとは文化の違いとかということ、被告人の話を理解するということ、難しい面もあるかとは思いますが、いかに分かりやすく審理を行って皆さんと評議をしていくかというところは、裁判所としてはどうしても考えていかないといけないところでありますので、今日は皆様の貴重な意見をお聞かせいただき、今後の裁判の運営にぜひ生かしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

【司会者】

それでは一通り皆様の全体像についての御感想をお聞かせいただいたということで、実際に今度は個別的な論点に入っていきたいと思えます。

話題事項について、2の(1)のところですね。まず法廷審理が始まると、被告人に人違いでないかどうかということ、名前を聞いたりとか、外国人の場合は国籍がどこですかと聞いたり、生年月日はいつですかと聞いて、その後、検察官が起訴状を朗読して、その後、被告人に裁判長が黙秘権というのがありますよというようなことを告げた後に、公訴事実について何か言いたいことはありますか、要は、認めるのですか、認めないのですかということ、多分聞いたのではないかと思います。

認める事件は認めますということになったと思えますし、争うような事件については、覚せい剤だと知りませんでしたみたいな弁解があつて、その後、弁護人がさ

らに意見を述べて審理にだんだん入っていきます。

そして、最初に検察官の冒頭陳述というのがあって、それで事件の全体像が分かったのではないかなとは思うのですけれども、その後、今度は弁護人が弁護人の立場でこういう点を立証していくので注意して見てくださいというような冒頭陳述をしたと思います。

その冒頭陳述が終わった後に、実際に書類を調べたり、被告人や証人のお話を聞いたりという手続があって、最後に証拠を踏まえて検察官が意見を述べる論告求刑ですね。それから、弁護人が意見を述べるという弁論というものがあって、そして評議に入って判決と、こういう段取りだったと思うのですけれども、まず、冒頭陳述について、その御感想をいただきたいと思います。

順番から行くと、検察官の冒頭陳述があって、その後、弁護人の冒頭陳述があったと思うのですけれども、まず順番から行くと、検察官の冒頭陳述をちょっと思い起こしていただいて、どうだったかという御意見をいただきたいと思います。

要は聞いて分かりやすかったか、理解できたか、あるいは、もう少しここをこうしてくれればよかったのになとか、あるいは、冒頭陳述といっても、証拠の内容ばかり言っているのではないかと、証拠の先取りではなかったのかなとか、何でも結構ですので、何か御意見がありましたらお聞かせいただけますでしょうか。

【4番】

画像とかフェイスブックとかを見せてくれたり、そのスーツケースとかを見せてくれて分かりやすかったです。

【司会者】

なるほど。それはむしろ証拠調べに入ってからでしょうかね。その前の検察官がこういうことを証明しようと思っと思っていますという事件はこんな事件ですみたいなレクチャーがあったのではないかと思うのですけれども、あれをお聞きになって、4番の方のは、この事件の冒頭陳述を聞いて、今回の事件の流れとか、何が一体今回の事件で問題となっているのか、そのあたりはぴっと頭に入ってきましたか。

【4番】

冒頭陳述の後に、裁判官が説明してくれたりとかしたので、全体的に見ると分かりやすかったです。

【3番】

基本的に検察官のアピールの仕方というのが、裁判員に向かってとにかくアピールするという戦略が非常に伝わってくるようなやり方でしたね。というのは、大変言いにくいことではあるのですが、弁護人サイドのアピールの仕方と検察官サイドのアピールの仕方が、私の場合には、はっきり言って違い過ぎる感じがしました。

それは、どちらかというところ、とにかく組織で裁判員制度にがっとう向かっていくのと、個人で屋台を引いているような感じで裁判員制度に向かっているぐらいの違いを感じましたね。

正直言って、私のときの場合には、これでは勝負にならないというような感じがしました。

裁判所も検察官サイドも裁判員裁判に対してとにかく組織的にがっちり対応して、これからはこれでやっていくんだみたいなのが伝わってくるようなアピールの仕方だったのですが、弁護人サイドだけは、私は裁判は初めてだったのですけれども、おそらく昔と変わらないそのままやっているのだろうというような感じがして、これだと裁判員制度になると何か罪が重くなるというような傾向があるというのは、そのときには、何かもっともだなという感じはしましたね。

【司会者】

同じような印象を感じられた方はおられますか。

【2番】

私の事件で一番感じたのは、ちゃんとした弁護人を本人が選んできているわけでもなく、国から与えられた人が弁護をやっているわけですから、弁護人の話を聞いていて、これはちょっとレベルが違い過ぎるのではないのかな、この程度の弁護人だったら別に要らないのではないのというふうに私は感じましたね。

【3番】

私のとときの担当された弁護人の方というのは、被告人の御家族が地元の弁護士会に頼んでお願いした方ということなので、それなりに被告人とかその御家族とかは一生懸命弁護人を選ばれたのだと思います。

それでも、やはりプレゼンの資料の質そのものが違うという感じがするのです。

【司会者】

大体冒頭陳述の場合は書面を事前に配って、見ながら冒頭陳述を聞くと、皆さんそういう感じですか。

昔は、書面は後でお渡ししますので、まずは耳で聞いてくださいみたいなことをされている方もおられたのですけれども、今は皆さん書面を一緒に配られてというのが多いですかね。

【3番】

検察官は、どちらかというとな文章でごちゃごちゃ書くのではなくて、なるべく図式化して枚数を減らして、とにかく裁判員に分からせようという感じの資料をつかって出してくるわけです。それをベースに分かりましたかという形でちゃんとやってくるわけです。

それに対して弁護人サイドというのは、出てくる資料が前の日につくりましたみたいな雰囲気資料で出てくるわけですね。そうすると、もうその段階でかなりアピール力に差がついてしまうと思いました。

【司会者】

そうすると、検察官の冒頭陳述というのは、ぱっと見れば一目瞭然というか、そういう形であるのに対して、弁護人が作ってくるのは、どちらかというとな字がいっぱい書いてあって、非常に読みづらいし見にくいというような感じですか。

【3番】

紙1枚にワープロでとにかく箇条書きにしたようなという感じで出てくるわけですね。

検察官の出してくる資料というのは、どちらかというとも会社の企画のプレゼン資料みたいな雰囲気になって出てくるわけです。

そうすると、見た段階で、ぱっと見て理解できるか、できないかというところでまず差がついてしまう。

【司会者】

それで、実際にレクチャーを聞いても、プレゼン能力にも違いがあるというふうに感じますか。

【3番】

そうですね。恐らく検察官サイドのほうは、裁判員に向かったのプレゼンの仕方というのをきっと内部で練習するのだと思うのです。

そういうところの違いも恐らく出てくるのだと思います。

【2番】

私もそれは感じたのですよ。やはり一方は組織ですから、多分そこへ出てくる人は上司か何かのチェックを受けて持ってくるとか、要するにちゃんとした準備があるわけですよ。弁護人の場合は多分そういうのはないのだろうと思うのです。

それと、もう一つ感じたのは、こんなことを言ったら弁護士の方に失礼なのですが、やはり服装なり態度なりがきちっとしていないのです。やはりああいうところへ出てくる人というのは、形はとにかくしっかりしてもらわないと、私がやったっていいんじゃないのみたいなそういうばかげたことを想像させるということ自体が、もう既に私は間違いではないのかなと思うのですよね。

民事事件だったら多少違うのかもしれないですけども、やはり刑事事件というのは刑務所に何年入るとかそういうことを決めなければいけないわけですから、そうしたら、やはりそこへ出てきてそれを弁護する人は、争う論点がものすごく少なくても、やはりきちっとして対処しているという姿が見られなければ、初めから勝負はこっちだなとか、そういう感じに受けとめられるというのはとてもまずいことだと私は思うのです。

【司会者】

今、検察官の冒頭陳述についてやっているのですが、比較で弁護人のお話も出ているところですので、併せてやらせていただきますけれども、他に検察官あるいは弁護人の冒頭陳述で気になるような点、あるいはよかった点とかございますでしょうか。

【1番】

検察官の方の冒頭陳述に関しては、おそらく私が担当させていただいた事件の性質上、量刑だけの判断になっていますので、非常に端的な資料だった印象があります。

逆に、弁護人の方の資料は、この冒頭陳述が終わった後の休憩時間でもその裁判官の方たちにお伝えしたのですが、資料のつくりそのものの色使いが逆なのです。目立たせたいところの地の色と文字の色というところが、私らから見ると分かりづらく、残念ながら資料そのものの見せ方というところをちょっと取り違えてしまっているかなという気がしました。

それと、もう一つ、実際にこれは冒頭陳述で弁護人の方がお話しされているときに、被告人は外国の方ですので、日本語でしゃべっても分からないのは分かるのですけれども、通訳人に話をしてしまっているという印象があったかなと思います。多分事件の性質が違えば恐らくやり方も変わってくるでしょうし、一つのものしか見ていませんから何とも判断ができませんのですけれども、もし同じような形で資料づくりをされているのであれば、見直すところもたくさんあるでしょうし、多分資料は目から入ってきますので印象は強いですから、理解をする我々民間人からすると、もう少し分かりやすく資料づくりをしてくださっていたほうがよかったかなというのはありました。

検察官の方の資料は本当に端的につくられているので、これも事件の性質上だと思うのですけれども、量刑だけの判断で事実だけをまとめて書いてくださっていたような印象はありました。

【司会者】

ありがとうございます。

今回、皆様方が御覧いただいた冒頭陳述は、検察官のものは大体A4サイズの紙1枚という形ですか。その紙1枚に、争いのある事件であっても端的に分かりやすく書かれていたということですね。

検察官の冒頭陳述に関して、もっと書いてくれたほうがよかったとか、逆に1枚で短すぎて分からないとかということはありませんか。

【3番】

私の場合は、紙1枚に圧縮されて表現されて、しかもそれをプレゼンの対象が裁判長ではなくて裁判員に向かってプレゼンしているなという感じはよく分かったということです。

ただ、前提となっている裁判員裁判ではないのから始まって、途中から変わって裁判員裁判になりましたみたいな背景は一切なかったもので、その紙の中にいきなり訴因変更みたいな話が出てきて、ちょっと戸惑ったというようなところがありました。

【司会者】

ありがとうございました。

検察官の冒頭陳述に関してはおおむね非常に良い評価のようですので、逆に今度は、検察官の冒頭陳述を見て、今の印象で結構なのですが、結局、書いてある内容は証拠の先取りのようなことが書いてあったのではないかというような印象をお持ちの方はおられますか。

いわゆる証拠の内容が先取りして書かれていたのではないか、あるいは今から見ると、証拠調べが終わった後の論告と同じようなことが冒頭陳述に書いてあって、論告の先取りにすぎないのではないかと思えるような冒頭陳述というのはございましたか。

【3番】

裁判員から見ると、冒頭陳述と論告との区別はそんなにはっきりは分かっていないわけですから、一番最初に話される、聞かされる冒頭陳述というのは、全体の要約だと思って聞いているということです。

それが裁判の手續の論告だという意識で聞いているわけではなくて、とにかくこれから始まることの全体像、概略をとにかくしゃべってくれているのだと思って聞いているということです。

別にそれ以上ハイレベルで理解しているわけではないということなのです。

【司会者】

冒頭陳述、特に検察官の冒頭陳述の役割というのは、これから審理をするに先立って事件の全体像を知っていただくということと、これから争点は何で、この争点について検察官としてはこういう立証をしていくので、そこを見ていて楽しみに待っていてくださいというような感じで、これから行われる証拠調べの準備、この点を特に注意して御期待くださいみたいな、よし、ここを中心に聞けばいいのだなというのが分かるような形でやっていただくのが非常にいいのですけれども、冒頭陳述を聞いてそんな感じはありましたか。

【1番】

そういう説明を、担当した事件のときに聞きたかったですね。

【司会者】

説明がなくても、聞いていて、なるほど、ここが争点で、この点について検察官はこの証拠で立証しようとしているのだなというのは、何か伝わってくるようなところはありましたか。

【1番】

ないですね。

【司会者】

全体像は分かったけれども、その程度ということですか。

【1番】

そうです。

【司会者】

検察官は、冒頭陳述に関して何か皆様にお聞きになられたいことはありますか。

【和田検察官】

確かに検察庁としていろいろ準備して、組織で上司の決裁ももちろんあったりするわけですが、事件は別々ですし、立っている検事もそれぞれなので、検事の個性だったり、簡単に言うと声の大きさとか、立ち方とか、目のやり方とかはやはり違いがあったのではないかなと思うのですけれども、非常にパーソナルなところですが、そういうところで何か違和感を感じるというところは逆になかったでしょうか。

資料の面はある程度できた部分はあったかと思うのですけれども、個人の立ち振る舞いは割と現状でも、あの辺は改善すべきだったと思われた事件とか、そういう御批判を受けることも現在でもままあるものですから、何かそういうものがあればお聞きしたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

【6番】

ちょっと先へ飛んでしまうのですけれども、証拠調べのときに若い検察官の方だったので、ちょっと言い間違いとかして、裁判長のほうから注意を受けたりした箇所があって、大丈夫なのかなと、今までの検察側の主張していたことがちょっとそこで不安になったという箇所がありました。単なる言葉の言い間違いとかなのでしょうけれども、ちょっと1か所だけですが。

【和田検察官】

やはり検事がちょっと間違えたりすると、全体的に大丈夫かなと思われてしまうのはありますね。

【司会者】

それでは、弁護人のほうの冒頭陳述は先ほど出てきましたけれども、大体弁護人の冒頭陳述も、争いのある事件でもA4サイズの紙1枚というところが多かったよ

うですが、5番の方は弁護人の冒頭陳述で配られたものが8枚にわたっていて、結局、複雑な事案で弁護人としても冒頭陳述で結構言いたいことがあってということで、ページ数も多くなったということのようですが、弁護人はそれを読んで冒頭陳述をされていたのですか。

【5番】

そうですね。我々はその紙を見ながらで、言っていることと書いてあることはほとんど一致していたので、簡単に言うと、棒読みみたいな感じですね。

【司会者】

8ページですと、それを読むのにも結構時間がかかりますよね。

【5番】

ですから、弁護をしているというのではなくて、急ぎ読んでいるという感じです。

【司会者】

そうすると、検察官の冒頭陳述の後にそういうようなやり方をされると、検察官とは全然違うという感じですか。

【5番】

私たちは弁護人の表情も見たいわけです。あるいは、犯人というか被告人の表情も見たいわけです。

ですから、目で追うのが大変な何分間でした。

【司会者】

ありがとうございました。

他に弁護人の冒頭陳述で何か気付いた点とかはございますでしょうか。

【7番】

弁護しているふうではなかったかなという感じですかね。弁護って熱心にやってくれるものだと思っていたのですけれども、淡々としているものなのだなと思いましたね。それはちょっとドラマの見過ぎかなという部分もあるのですが。

【司会者】

ありがとうございました。

検察官は立場上、事件の概要というのを冒頭陳述で説明して、この点に争いがあると、それで、こういう立証していきますと、非常に冒頭陳述をやりやすいというような立場ではあるのです。それに対して弁護人というのは、検察官の立証をぐらつかせれば勝ちという点もありますので、弁護人の冒頭陳述というのはいろいろ難しい点があるのです。

事件の概要を言っても、それは検察官が言ったとおりですので、検察官のストーリーとは違うストーリーがあれば、そういうストーリーを言えば、それを立証していきますということを言いやすいのですけれども、事案の内容自体は認めるけれども、覚せい剤の認識について争うなどということになってくると、どういうふうに冒頭陳述をしていけばいいかという、やはりなかなか難しいところがあって、そういう意味で検察官と比べられると冒頭陳述しづらいなという面があるのかなという気もするのです。

そこがづらいところではあるとは思いますが、いろいろと先ほどから、厳しい御指摘が出ていますけれども、弁護士の方で、何か御質問したい点とかお聞きになりたいところがございましたら、どうぞ。

【丸山弁護士】

総じて伺っていて、非常に参考になるというか、私が研修所で教官から言われていたとおりかなと思うのですけれども、原稿の読み上げは基本的には耳に入らないということをよく言われていまして、仮に原稿を読んでいたとしても、まさに原稿を読んでいる形では話さないということが、法廷で活動する上で大事なことになるかなと思います。

実は制度が始まった当初は、そういうことがよく言われていて、原稿を読まないで冒頭陳述や弁論をするというようなことを弁護士会として試みていたのです。そういったことを御経験された方は今回いらっしゃいますか。皆さん、原稿を冒頭陳述とかでも読む、そんな感じですか。

【1番】

そんな感じではないかなと思いますね。

【丸山弁護士】

皆さん、弁護人が原稿を読むという感じですか。

そういう時代になったのだということで認識します。ありがとうございます。

【司会者】

昔は弁護人が法壇の前に出て、何も手に持たないで暗記したことをしゃべるとい
うのが、そうやるべきだみたいなことをやっていたよね。

検察官も最初の最初はそういう方もおられたですよ。ところが検察官はそれをや
めて、大体自分の席で、検察官席のところ立って原稿を手に持ちながら、目をや
りながら説明するという形になられて、今は弁護人もそういうスタイルの方も多
くなってきているのですかね。

【丸山弁護士】

さすがに全部の審理を拝見しているわけではないのですけれども、聞くところによ
ると、まだ法壇の前とかでおやりになっている会員もいるというふうには聞いて
はいます。

【司会者】

あれは弁護人としては、どちらのほうを推奨されているのですか。

【丸山弁護士】

今はどうでしょう。法廷弁護技術の観点から言えば、やはり原稿を手に持たない
形のほうがおそらく望ましいとは思いますが、ただ、現状、例えば言いたいこと
がある程度あったりしたときに、やはり心なしかお守り程度でも持っていれば安心
ですけれども、それ以上にやはり目で文字を追っていないと不安だという会員も恐
らくいると思うので、そのあたりは個人の考え、あるいは時間のとり方によるのか
なとは思いますが。

【米裁判官】

去年、何件かやらせていただいて、実際に今おっしゃったように、紙を持たずに、逆にパワーポイントを使ったりして、冒頭陳述をやった後に今しゃべった内容の要約の紙をお渡しするというのをやられている方は、まだ結構いらっしゃいます。

今お話があったとおり、弁護人の方のスタンスですとか、そういった形で、中にはそういうパワーポイントとかを使いながら非常に分かりやすくやってくださる方もいるのですけれども、今回、参加された裁判員の方々が見たのでは、そういうものはあまりなかったのかなという感じではありますね。

【司会者】

ペーパーレスも良し悪しがありますね。やはり人間ですので、人によって感じ方が違って、法壇の前で暗記したことをやる必要はないので、棒読みは困るけれども、手に持ってしゃべればいいのではないのとか、法壇の前で裁判員に向かってぱっと言われて、逆に怖かったという方もいます。

別に前に出てこないで、検察官と同じように席で立ってやればいいのではないのという方もおられれば、やはり暗記して、あそこまで弁護人の方は一生懸命やっているのですねという感じでとられる方もいるので、そこは人それぞれなのかなというところはありますね。

【瀬田弁護士】

3番の方の事件は、冒頭陳述で20分ぐらいの予定の時間をとって、内容を見ても、かなり弁護人側で、どういう経緯でこういう事件に至ったのかというのを長々と準備されているのですけれども、これを聞いていかがだったかというのはちょっと聞いてみたいなど率直に思います。

というのは、千葉でやっていますと、裁判所でやる反省会等でも、経緯に関しては検察官のほうがある程度話すので、要点を絞ってポイントをこの点に注目して、それこそ弁護人側がアピールしたいポイントだけ出して、なるべく資料もシンプルに、時間も短くお願いします的なお話はされているところだと思うのです。

ただ、他の弁護士会の弁護人のだと、そういったお話もありませんので、やはり

全て盛り込むのだと、ある程度こちらの言いたいことは最初に言っておかねばというところがあるのかなと思いましたので、ちょっとそのあたりをお伺いしたいと思います。

【3番】

私が弁護人サイドの主張から受けた感じというのは、基本的にこの被告人はかわいそうな状況なので、そこら辺を十分に理解してください。その上でできるだけ情状酌量してくださいねということに集中していたような気がするのですね。

事実そのものに関しては、そんなに争うところはないし、とにかく共同正犯にならないような被告人の気の毒さかげんみたいなものを一生懸命アピールするというのが、弁護人サイドのアピールであったと思います。

それを聞いていても、必ずしも納得しづらいというところがあるわけですね。もう一方の人のほうが議論をする余地のないくらい悪人タイプなわけで、その人と比較してある程度の気の毒さかげんというのを一生懸命引っ張りだそうとしても、それ自体が、それだけアピールされても議論のしようがないみたいなどころがあって、そこでとまっていたら弁護人二人も要らないでしょうみたいな感じが少ししている。

ただ、先ほどから弁護人サイドと検察官サイドと比べてどうしても検察官サイドのほうが組織的な対応をとりやすいのだろうし、とにかくお膳立ても、どちらかというとい検察官サイドで裁判のストーリーをお膳立てみたいのをするので、どうしても検察官サイドのほうが全体の流れをつくりやすいのだろうなどは思うのです。

ただ、従来はおそらくそうだったのだろうけれども、裁判員制度になると、それがますますもって検察官サイドのほうが有利になってしまうのかなという心配が、聞いていて少しあったのですね。

ちゃんとアピールしてくるのは分かるし、弁護人サイドの対応がどうしても個人ベースでなかなか組織的な対応にはなりにくいという状況の中で、裁判員裁判制度というのは、どちらかというとい検察官サイドになびきやすいような制度になってしまうのではないか。

裁判所がそのことについて特段バランスをとる云々みたいなことはなかったように思います。

というのは、検察官の論告ではとにかくストーリーが決まる。その細かいところとか専門的なところというのは、後で裁判員に対して裁判官がいろいろ教えてくれるわけですね。ストーリーとか資料とかが検察官のつくった資料をベースに裁判員が裁判官から教わるというスタイルになって、全体が流れていくように感じるものですから、制度上どうしても検察官のストーリーに乗ってしまいやすい。裁判員裁判としては、そのところがちょっとだけ気になりました。

【司会者】

それでは、冒頭陳述のお話はこの辺で終わらせていただいて、今度は証拠調べについてです。

証拠調べは書証の取調べと人証の取調べというものがあるのですが、まず、書証の取調べについて、何かこの点をもう少しこうすればよかったのではないかとか、あるいはこの点はよかったとか、何か御意見とかはございますでしょうか。

大体、検察官の書証の取調べは、パワーポイントというのをを使って、画面に出してそれを見ながらというところが多かったり、写真や図面などはそういう形でやっていたと思うのですが、分かりやすかったですでしょうか。

あるいは書証の取調べの時間が長過ぎて頭に入らなかったとか、もうちょっと短くしてくれとか、90分は長いとか、1時間に収めてほしいとか、あるいはもっと図面が分かりやすいほうがいいとか、何でも結構なのですが。

【3番】

パワーポイントだ、ワープロだ、何だと、要するに大昔と比べるとそういうツールが非常に便利になった時代ですから、切り貼りが楽なわけですよ。そうすると、一般に証拠のてんこ盛りみたいな状態に、とにかく何でもかんでもかき集めてこられるというのがあって、論文の引用文献が山ほどあるというのと同じで、とにかく便利なものですから、何から何までたくさん証拠を出してくる。

そうすると、やはり裁判員としては、量の多さに圧倒されるみたいなところは出てきます。せっかくプレゼン資料でぐっと絞ってというのをやっているのであれば、証拠のほうもずらっと並べるのではなくて、メリハリをつけていただければ、裁判員としては理解しやすいかなという面はありますね。

弁護人サイドの証拠資料に関して見ると、どうしても今日みたいに薬物だ、何だかんだみたいなのだと、いいか悪いかを争うみたいなところはなくなってしまいうものですから、基本的に悪いに決まっているみたいなところが出てくるので、どうしても情状に訴えるみたいなところの証拠が非常に多くなってしまいう。

それは、証拠なのか何なのかよく分からないようなものまで入ってくる。そこら辺はちょっと裁判もやはり人情が絡むのかみたいに、特に弁護人サイドのアピールを聞いているとそういうのが入ってくるような気がしてしまいます。

【司会者】

ありがとうございました。

書証、あるいは証人尋問でも結構ですけれども、何か証拠調べについて御意見とか、こうしたほうがいいのか、ここがちょっとよく分からなかったとか、ございますでしょうか。

【6番】

証拠を実際に手に持って裁判員にも見せてくれたので、非常に貴重な体験をしたのですけれども、書証を検察官が読み上げる時間をもったいないような感じを受けました。

【司会者】

ありがとうございました。

証人尋問では通訳を介してということで、先ほどの通訳の問題、通訳人のうまい、下手とか、日本語が分かってしゃべっているのかなとかというようなことも問題がありましたけれども、通訳のことも含めて結構ですが、何か証人尋問で御意見はございますでしょうか。

【3番】

質問なのですが、通訳が入ると裁判はどうしても長くなりますか。

【司会者】

長くなりますね。まず、日本語で質問して、それを通訳人に通訳してもらって、証人なり被告人がその言葉で答えて、それを今度また日本語に通訳し直してもらわなければいけないので、やはりどうしても長くなってしまいますね。

【3番】

私のときにはたまたま日本人の事件でしたので、通訳云々はなかったのですが、あの場所に通訳が入ってとかを考えると、裁判になるのかなみたいな感じがしますね。

先ほど誰かが言われていた、被告人そのものは何か人ごとみたいな顔をして座っているみたいな、そういう状況にやはりなってしまうこともあるのですかね。

【5番】

そうです。被告人のことをしゃべっているのに、当の本人はあっち向いたりこっち向いたりしていますから。自分のことではないような感じで、時折、弁護人に英語で語りかけられたり、それで、俺のことかっていう感じです。

だから、全然罪の意識があるのだから、ないのかも私たちには、分からなかったです。

あと、弁護人が英語の達者な人だったので、通訳が間違えた通訳をしたときが1度だけあったのですが、そのときには、今の通訳は違っているとすぐ的確に言いましたね。

ですから、通訳は的確な通訳ができる人、弁護人のほうは弁護をする立場ですから、やはりその人たちの言葉を理解できている人がいいですよ。

【司会者】

裁判所のほうも通訳人というのは、誰でもなれるわけではなくて、研修とかもやっているところではございます。

では、今度は、論告、弁論について振り返ってみて、何か御指摘はありますでしょうか。

論告などは、評議のときにそれに基づいて、論告ではこういうことを言っている、弁護側の弁論はこういうことを言っている、ここは言い分が違っている、ではどうしましょうかという形で使ったりしていると思うのですけれども、実際にその論告あるいは弁論が評議で役に立ったなというような印象でしょうか。あまり役に立たなかったなというような印象でしょうか。いかがなものでしょうか。

【3番】

量刑の評議において役に立ちましたかということですが、量刑のときには、検察官の論告だ、弁護人サイドの弁論だ、それがあつた上で当然なのですが、実際にはデータベースから過去の事例を拾い出してきて、それと適合しているかどうか、そこら辺にばかり注意が回っていましたね。要するに、今までと比べておかしい量刑を出してはいないかどうか、重過ぎたり軽過ぎたり、そこにとにかく注意が行っていて、頭の中には論告も最終弁論もというのはあるのですけれども、あまり最後は意識していませんでした。

【2番】

それは私も感じたのですけれども、これはものすごく難しい問題だから、それはしようがないと思うのですけれどもね。

要は、量刑を決めるときに私たちのときには、裁判官のほうで、過去はこうでしたというのを先に言ってしまったのですね。そうすると、我々は何年にしたらいいかなんてももちろん分かっていないわけですから、どうしてもそこに集まるわけですよ。だけれども、それより今度は、逆に何も言わなかったらと言われたら、今おっしゃられたように1年とか、それはないだろうとか、そういうのが分からないから、どの時点でそういうことを言ったらいいかというのは、その辺は非常に難しいところだとは思うのですね。

ただ、初めから言うのは少し問題があるのではないのかなという気はしました。

【3番】

私のおきに一緒にやっていた裁判官の方は、法律によると上限はこれだけ、下限はこのくらい、ですから理屈の上ではこのくらいの幅になりますというのをまず最初に議論して、それから事例を調べると、大体こんな事例がありますみたいな形で、ガイダンスしてくれたので、このケースだとこんなものですねというのがいきなりは出てこなくて、だんだん狭めていってという感じですね。

ただ、過去の事例というのが、それほど多くはなかったもので、ある程度他のものをにらみながらというのはしようがないかなと思いましたがけれども、最終的に量刑を決めるステップは決してそんなに違和感があるものではなかったです。

【2番】

私は全然逆ですね。

今はそういうことはなくなったけれども、何年か前に盛んに言われていたのは、一人しか殺さないから死刑はないのだとか、3人殺してから死刑になるのだとか、私はそういうようなことをなくすために裁判員裁判があると思っているのですよ。

そうすると、覚せい剤を売る側だから執行猶予はないのだとか、使う側は何年使っていようと捕まったときに初犯だから執行猶予が付くのだとか、私はそういうことをなくすために裁判員裁判があるのではないのかなと思います。

【司会者】

ありがとうございました。

そうしましたら最後になりますけれども、今後これから裁判員あるいは補充裁判員となられる方へ何か伝えたいというようなことがあったら、お聞かせいただきたいのですけれども、何かございますでしょうか。

【7番】

私は、これはやった人にしか分からないというのは、すごく感じましたね。私はやったから、いいよと言えるのですけれども、これをやったと言うと、まだそんなにやられた方はいないので、何でそんなのやったのと言われるほうが多いのですよ。

そんなの断れるじゃないと言われるほうが多くて、私はすごくやってよかったと思うよと言っても、そんなの暇人がやることだよと言われるのです。これはどうなのかと思います。

【司会者】

もう少しいろいろアピールを裁判所もしないといけないでしょうかね。皆様方も御自身の経験をぜひ周りの方に言っていただければと思います。

4番の方、今後される方に何かありましたら、何でも結構ですので、伝えたいことがありましたら、お願いします。

【4番】

私は、裁判が終わってから裁判官の人に評議の秘密など以外ならブログに書いていいと言われたので、その事件の内容ではないけれども、こんな感じで楽しかったですとまとめて書いたら、結構コメントをくれる人が多かったので、私も広げたいなどは思います。

【司会者】

ありがとうございます。

では、最後に1番の方、何かございましたらお願いします。

【1番】

こういう裁判所の法廷に入るといこともなかなかない経験なので、私の場合は補充裁判員でしたので、最後の判決の言渡しのときには傍聴席に座りましたが、両方の風景が見られたので、非常に良い経験でしたね。

これはこういう覚せい剤とかの事件であれば、ぜひやってみてくださいと言いたいのですが、殺人であったり、わいせつ系の犯罪であったりと、ちょっと関わりたくないよねというようなものもあって、一概にぜひやってみてというのはちょっと難しいので、もし可能であれば一般人が入りやすいと言ったら語弊があるかもしれませんが、事件を選んで呼んでいただけるといいかなと思います。

【司会者】

殺人事件とかの裁判員をされた方でも非常にいい経験になったと大体言っていた
だいてはおりますけれどもね。

【1番】

もちろんそういう方もいらっしゃると思うのですが、ストレスになる方
も多いのではないかと思います。私の周りには、千葉にかかわらず、裁判員をやっ
た、補充裁判員をやったという話は全く聞かないので、それで、やったと言うと、
何でやったの、すごいね、よく当たったねという話になります。

ですけれども、やってみると、裁判というものがどういう流れで行くのかという
のが、これがないと経験できませんし、ぜひそれは経験してほしいなと思いますし、
覚せい剤であればビニールに入った覚せい剤が証拠品として回されたから、覚せい
剤ってこんなものなのというのを伝えられますので、そういったところでは非日常
を経験するという上では、とても良い経験かなと思います。

【司会者】

どうもありがとうございました。

すみません。ちょっと時間を超過してしまいましたが、皆様から忌憚のない御意
見を頂戴いたしました。裁判所、検察官、弁護士の、今後の執務の参考にさせてい
ただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(別紙第2)

話題事項について

- 1 どのような事件を担当されたのかという点に触れながら、簡単に裁判員・補充裁判員を経験された全体的感想をお聞かせください。

- 2 今回の意見交換会のテーマは「審理の分かりやすさについて」です。以下の点についてお聞かせください。
 - (1) 冒頭陳述について
 - ・ 検察官や弁護人の主張はよく理解できましたか。
 - ・ 簡単すぎたり詳しすぎたりということはなかったですか。
 - ・ 証拠と混同してしまうようなことはなかったですか。
 - (2) 証拠調べについて
 - ・ 書証の調べでは、内容をよく理解できましたか。
 - ・ 証人尋問では、心証を的確にとれましたか。
 - (3) 論告・弁論について
 - ・ 事実認定の評議において役立ちましたか。
 - ・ 量刑の評議において役立ちましたか。
 - (4) その他
 - ・ 審理の合間の裁判官の説明で役立ったことがありますか。
 - ・ 審理全般について、さらに工夫するとよい点がありましたか。

- 3 裁判員・補充裁判員を経験された達成感あるいは負担感などに触れながら、これから裁判員・補充裁判員（又は候補者）となられる方へ伝えたいことをお聞かせください。